

平成 26 年 11 月 4 日  
福祉部福祉施策調整担当課

## 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業の内容等

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）は、今般の介護保険法の改正により、団塊の世代が全て 75 歳以上となる平成 37 年に向け、地域包括ケアシステムを一層構築することを目的として、要支援相当の高齢者から元気高齢者まで分け隔てなく、また切れ目なく自立を支援できるよう以下のとおり実施することとされている。

- (1) 総合事業は、要支援相当の高齢者を対象とする「介護予防・生活支援サービス」と、全ての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」によって構成される。
- (2) 予防給付の訪問介護と通所介護は総合事業に移行した上で、移行後も国基準の全国一律サービスに加えて、区の実情に応じた独自サービスが実施できる。
- (3) 区市町村は独自サービスを行う場合、訪問介護・通所介護等の人員・運営等に関する独自の基準を定める。また、独自の介護報酬を定めることができる。
- (4) 総合事業の財源構成は、予防給付と同様、国(25%)、都道府県(12.5%)、市町村(12.5%)、1号被保険者保険料(22%)、2号被保険者保険料(28%)である。
- (5) 総合事業および予防給付の費用の伸び率は、後期高齢者人口の伸び率(3.34%)を上回らないようにすることを、財政運営上の目標の目安とする。
- (6) 総合事業は平成 27 年度から施行するが、区市町村ごとに条例を定めることにより、平成 29 年 4 月 1 日まで開始時期を変更することができる。

#### (参考) 総合事業の経緯

- 平成 23 年に介護サービス基盤強化法が成立し、保険者の判断により、予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする総合事業が創設されたが、区は、第 5 期計画期間中に、サービスに対する需要や事業者の動向、財源等の観点から実施の必要性を検討することとし、現在未実施である。 ※平成 24 年度からの実施区：品川区、荒川区

### 2 実施に当たっての取組の方向

平成 27 年 4 月から総合事業を実施することとし、実施に当たっては、以下の取組を進める。

- (1) これまで実施してきた「高齢者生活支援ホームヘルプ」や「健康長寿若がえり事業」等の既存事業を、事業者との協議が整ったところから順次、総合事業として実施する。
- (2) NPO 団体等が実施している法外サービスとしての有償家事援助サービス等については、各団体等の意向を踏まえ、総合事業への移行を検討する。

- (3) 総合事業に移行する訪問介護と通所介護については、国基準のサービスを継続して提供するとともに、新たに区基準の訪問型サービスと通所型サービスを実施する。今後、区内の介護事業者に対し、担い手としての意向調査を実施する。
- (4) 総合事業に係る区の独自の介護報酬を定める。
- (5) 多種多様な総合事業が豊かに提供され、自立を支援できるよう、新たに「生活支援コーディネーター」を設置するなど、介護予防・生活支援サービスの体制整備を進める。
- (6) 要支援の認定期間は1年間であることから、要支援のサービス利用者が現在の認定期間中は現行のサービスを継続利用できるよう、1年間の経過期間を設ける。
- (7) 総合事業の対象となる要支援相当の高齢者のケアマネジメントは、原則として高齢者相談センター支所が行う。ケアマネジメントを通じて、高齢者の選択に基づき必要なサービスを適切に提供し、介護予防と自立を支援する。
- (8) 一般介護予防事業については、敬老館等の施設での事業展開や健康づくり、生涯学習、高齢者や地域の自主活動等との連携を図り、十分な受け皿や魅力づくりに取り組む。

### 3 既存事業の総合事業としての展開の方向（予定）

#### (1) 訪問型サービス（直接本人の援助、日常的に行われる家事の範囲の援助）

##### ア 高齢者生活支援ホームヘルプサービス

買い物、洗濯などの家事援助中心の区基準による生活援助サービスとする。

##### イ 高齢者お困りごと支援事業

シルバーサポーター（練馬区シルバー人材センター会員）が主体的に提供する、1時間以内に行うことができる、つぎの簡易な日常生活上の援助サービスとする。

- ①電球・蛍光灯の交換、②簡易な家具や荷物の移動、③トイレ・風呂の清掃、④軽易な庭の掃除・除草、⑤生活用品の買物、⑥荷物の整理

#### (2) 通所型サービス

##### ア 健康長寿若がえり事業

短期集中型で行う、筋力向上、栄養改善、口腔機能の各特定機能の向上を目的とする介護予防事業および全ての機能の総合的な向上を目的とする複合型介護予防事業とする。

- ①高齢者筋力向上トレーニング、②足腰しゃっきりトレーニング（室内・プール）、③若さを保つ栄養教室（栄養改善）、④しっかりかんで元気応援教室（口腔機能）、⑤まる得！若がえり教室（複合型）

##### イ いきがいデイサービス事業

会食を中心に閉じこもりの改善や、健康体操・趣味活動などを通じて介護予防と自立を支援する区基準による通所型サービスとする。

#### ウ 食のほっとサロン

閉じこもりがちな高齢者に対し、会食の機会を提供するほか、口の体操や歯みがき等健康を保つための意識啓発を行い、食習慣等を見直し介護予防を支援する事業とする。

#### エ 高齢者食事サービス(会食) 事業

一人暮らし高齢者等で定期的な食事の確保が困難のため、会食を通じて健康で自立した生活と介護予防を支援する事業とする。今後、食のほっとサロンとの再編を検討する。

### (3) 生活支援型サービス

#### ア 高齢者食事サービス(配食) 事業

一人暮らし高齢者等で定期的な食事の確保が困難のため、配食を通じて見守りや安否確認を行い、健康で自立した生活と介護予防を支援する配食事業等とする。

## 4 区基準のサービスに関する人員、設備等の基準

従事者の清潔の保持、守秘義務、事故時の対応等、法令により順守すべき基準のほか、以下のとおり区の基準を定め、高齢者のニーズに合った介護予防サービス等の充実を図る。

### (1) 訪問型サービス(掃除、買い物、調理等)

#### ア 人員基準

- 1) 管理者は、専従 1 人以上とする。また、管理者は、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事できるものとする。
- 2) 従事者は、利用者数につき必要数を確保するものとし、配置基準を定めない。従事者は、国が予定する一定の研修受講者も資格を認める。
- 3) サービス提供責任者は必置を不要とし、訪問事業責任者を必置とする。その職は、従事者を兼務することができるものとする。

#### イ 運営基準

- 1) サービスの種類は、生活援助(掃除、買い物、調理等)に限るものとする。
- 2) サービス提供時間は、1 回 60 分以内とする。
- 3) 個別サービス計画は、必要に応じて作成するものとする。

### (2) 通所型サービス(入浴、食事、娯楽、体操等)

#### ア 人員基準

- 1) 管理者は、専従 1 人以上とする。また、管理者は、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事できるものとする。
- 2) 従事者は、定員 15 人以下の場合、専従 1 人を配置するものとする。また、定員 15 人超の場合、16 人目以降の利用者 1 人につき専従 0.1 人以上を加配するものとする。

#### イ 設備基準

利用者 1 人当たりの基準面積は 3 m<sup>2</sup>とする。ただし、要介護者と要支援相当者一体的にサービス提供している場合を除き、2.3 m<sup>2</sup>まで緩和できるものとする。

## ウ 運営基準

- 1) 個別サービス計画は、必要に応じて作成するものとする。
- 2) 利用者の送迎は行わないことを原則とする。

## 5 総合事業に係る介護報酬

区基準サービスは、平成 27 年度から区基準の介護報酬を適用する。また、国基準サービスは、平成 27 年度は国基準の介護報酬、平成 28 年度から区基準の介護報酬を適用する。

- (1) 総合事業の各サービスの介護報酬は、月額定額制を基本とする。
- (2) 区基準の訪問型サービスは、週 1 回利用の場合、月 1130 単位（12,900 円見込）、週 2 回利用の場合、月 2260 単位（25,800 円見込）等とする。
- (3) 区基準の通所型サービスは、週 1 回利用の場合、月 1680 単位（18,300 円見込）、週 2 回利用の場合、月 3360 単位（36,600 円見込）とする。
- (4) 総合事業の実施により要支援状態からの改善があった場合、その状態に応じて、1 回に限り、介護報酬のボーナス加算を行う。加算額は、軽度化加算 5,000 円相当単位、自立化加算 10,000 円相当単位とする。また、国に準じて、その他の加算減算を設ける。
- (5) 原則的な介護予防ケアマネジメントの基本報酬は 300 単位（3,400 円）とする。その内容に初回加算等を行う。

※ 上記の介護報酬は、1 単位当たり訪問介護 11.4 円、通所介護 10.9 円で試算。上記の介護報酬単位は、国の介護報酬改定の内容により変更することがある。

## 6 介護予防・生活支援サービスの体制整備

多様な担い手による、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス等が十分に提供され、高齢者の自立を支援できるよう介護予防・生活支援サービスの体制整備を進める。

- (1) 生活支援の担い手を育成するため、高齢者の生活支援に必要な知識や技術の習得を目的とするボランティア育成研修を実施する。平成 27 年度はボランティア 100 人程度の育成を図る。
- (2) 平成 27 年度から、新たに「生活支援コーディネーター」と介護事業者や地域団体等の関係者による「協議体」の設置し、関係者間のネットワーク化やボランティアの活用、多様な地域団体の養成等に取り組む。なお、協議体については、平成 26 年 11 月から準備のための研究会を設置する。

## 7 今後の予定

平成 26 年内、介護事業者への説明、意向調査等

平成 27 年 1 月から、高齢者・家族等への周知

平成 27 年 3 月 第 6 期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定